

授業時数を定める際の配慮事項はどのようなことか。

教育課程を編成するための授業時数等の取扱いは

① 授業時数の取扱い

- 小学部又は中学部の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（学校給食に係るものを除いた学級活動に限る）及び自立活動の総授業時数は、小学校又は中学校の総授業時数に準ずる。なお、自立活動に充てる授業時数は、児童生徒の障害の状態に応じて適切に定める。
- 各教科等のそれぞれの年間の授業時数については、特に定めはないが、具体的な授業時数を定める場合は、小・中学校の授業時数が参考になり得る。

【参考】小学校における総授業時数

区分	各教科の授業時数									道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
第1学年	306		136		102	68	68		102	34			35	850
第2学年	315		175		105	70	70		105	35			35	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	35		70	35	945
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	35		70	35	980
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	35	35	70	35	980
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	35	35	70	35	980

【参考】中学校における総授業時数

区分	各教科の授業時数									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

② 授業時数の取扱い

- 年間授業週数は、35週（小学部第1学年は34週）以上にわたって行うよう計画することは現行どおりであるが、総授業時数に含まれる各教科等を明確にした。
- 各教科等の授業を特定の期間に行うことができることや、地域や学校及び児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できることを示した。
- 教科担任制である中学部については、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科を指導できる。ただし、その短い時間の学習活動が妥当であるか、成果が期待できるかなどを十分検討して実施する必要がある。